

平成30年度徳島県消費者基本計画の取組内容及び進捗状況

参考資料3

事業の概要及びKPI(重要業績評価指標)	策 定 時	計 画					実 績	担当課	消費者 基本計 画
		H29	H30	H31	H32	H33			
1 消費者教育の推進									
(1)ライフステージに応じた消費者教育									
1 平成29年度は県内全ての高校で、消費者庁「若年者用消費者教育教材」を活用した授業を実施します。		実施					平成30年度についても、県内全ての高校・特別支援学校・高等専門学校において、教材を活用した授業を実施する。	消費者くらし政策課	p11
2 平成29年度から各校種に応じて県内公立幼・小・中・高校において研究実践校を指定し、事例を収集します。 ㊹ 5校 → ㊺ 15校(累計)		5校		15校			県内公立幼・小・中・高校から研究実践校5校を指定、各校の特色に応じた消費者教育を推進している。その成果を年度末に実践報告集としてまとめ、県内に広く普及・発信する予定である。	学校教育課	p11
(2)消費者教育のための人づくり									
3 平成31年度までに、県内公立小・中・高校において、消費者教育の中心的な役割を果たす指導者を養成する講習会を実施します。		実施					中学校教員を対象に、大学、消費者庁、知事部局と連携した「消費者教育指導者養成講座」を開催する予定である。	学校教育課	p13
4 平成29年度からは、消費者大学・大学院における講座において県内各大学から講師を招聘します。		講師招聘					8月28日開校の消費者大学校大学院において、四国大学短期大学部 加渡いずみ教授、鳴門教育大学大学院 坂本有芳准教授を招聘する予定	消費者くらし政策課	p13
5 平成29年度に「消費者教育人材バンク」を構築します。		構築					消費者教育人材バンクの登録団体を学校や地域における「出前授業」の講師として派遣している。	消費者くらし政策課	p13
6 平成31年度までに、とくしま「消費者教育人材バンク」の登録実施団体を40団体に増やし、登録団体相互の交流を行う場を設けます。				40団体			消費生活に関する人材を開拓し、人材バンク登録者の増大に努めている。	消費者くらし政策課	p13
2 エシカル消費の推進									
(1)エシカル消費の推進									
7 平成29年度に、消費者・事業者・行政などが参画するエシカル推進のための組織を設置します。		設置					平成29年7月に消費者・事業者・行政が一体となったエシカル消費の推進母体「とくしまエシカル消費推進会議」を設置した。 (H30.8に第3回会議を開催予定)	消費生活創造室	p14
8 平成29年度に消費者大学校・大学院に「エシカル消費教育コース」を新設し、地域におけるエシカル消費の学習機会の充実を図ります。		新設					平成30年度は、平成29年度に新設した「エシカル消費・食品表示コース」から、食品表示分野を切り離して、「食品安全リスクコミュニケーター養成・食品表示コース」を新設し、エシカル分野は「エシカル消費コース」として、引き続き実施する。	消費者くらし政策課	p15

平成30年度徳島県消費者基本計画の取組内容及び進捗状況

参考資料3

事業の概要及びKPI(重要業績評価指標)	策定時	計 画					実 績	担当課	消費者基本計画
		H29	H30	H31	H32	H33			
H30年度取組内容及び進捗状況 (H30.7月末現在)									
9 平成29年度に、事業者向けのエシカル消費関連フォーラムを実施します。		実施					平成30年11月に事業者等を対象にしたエシカル消費講演会を開催予定(平成長久館研修事業にも位置づけ)	消費生活創造室	p16
10 平成29年度に、エシカル消費貢献事業者・団体の表彰制度を創設します。		創設					平成30年度内に表彰を実施予定	消費生活創造室	p16
11 平成29年度に、エシカル消費自主宣言事業者・団体数を20とします。		20					事業者等によるエシカルな取組が広く情報発信されることで、他の事業者等への意識の向上が図られるとともに、商品やサービスを通じて消費者・事業者間のコミュニケーションが深まった。 ・エシカル消費自主宣言事業者数28団体	消費生活創造室	p16
(2)エシカル消費の教育の推進									
12 平成29年度に県内高校2校を「エシカル消費」リーディングスクールに指定します。		指定					城ノ内高等学校、城西高等学校、吉野川高等学校の3校を「エシカル消費」リーディングスクールに指定、多様な主体と連携して取組を推進し、その成果を発表会での報告、イベントへの出展などを通じて県内外に広く普及・発信している。また、年度末には、成果報告集を作成する予定である。	学校教育課	p17
13 平成31年度までに県内全ての公立高校に「エシカルクラブ」を結成します。				全校結成			県内公立高校28校に「エシカルクラブ」を設置し、各校の強みをいかした取組を推進している。年度末には、その成果をまとめたパネルや成果報告集を作成し、県内に広く普及・発信する予定である。	学校教育課	p17
3 消費者志向経営等の促進									
(1)消費者志向経営の促進									
14 平成31年度までに、消費者志向自主宣言した事業者数を30とします。		0		30			消費者志向自主宣言事業者数21事業者	消費者暮らし政策課 商工政策課	p18
(2)内部通報者の保護と事業者倫理の向上									
15 平成29年度に、県内全ての市町村に、労働者からの法令違反行為の通報を受ける窓口を設置します。		設置					実効性のある窓口とするための取組を推進(職員への研修を実施予定)	消費者暮らし政策課	p19

平成30年度徳島県消費者基本計画の取組内容及び進捗状況

参考資料3

事業の概要及びKPI(重要業績評価指標)	策定時	計 画					実 績	担当課	消費者基本計画
		H29	H30	H31	H32	H33			
4 消費者の安全・安心の確保、被害の救済									
(1)消費者相談・被害防止体制の充実・強化									
16 平成29年度に市町村消費生活センター設置率100%とする		100%					市町村消費生活センターの支援を行う。(巡回指導を予定)	消費者くらし政策課	p20
17 平成29年度に県内消費生活相談員連絡協議会を設置する。		設置					○消費生活相談懇談会実施(意見交換、情報交換) 平成30年8月6日開催予定	消費者くらし政策課	p20
18 平成28年度から実施している「消費生活相談員養成講座」などを通じ、平成31年度までに、消費生活相談員資格保有者を100名増加育成する。 ⑳ 8名 → ㉑ 100名	8			100			○消費生活相談員資格保有者 22名(累計) ○平成30年度消費生活相談員養成講座 受講生93名	消費者くらし政策課	p22
(2)高齢者や障がい者・子ども等への支援・見守りネットワークの構築									
19 平成31年度までに、見守りネットワーク構築に向け、全域で消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会を設置します。				全県設置			設置済み市町村数13市町	消費者くらし政策課	p24
20 平成29年度に、不審電話撃退装置の無償貸出制度を導入し、高齢者世帯に設置(300台)します。		300台					平成29年7月から、県内の高齢者のみで居住する者を対象に、不審電話撃退装置300台の無償貸出事業(貸出期間1年間。希望すれば延長可能)を実施し、平成30年7月末で287台を設置している。 平成30年1月に、モニタリングアンケート調査を実施した結果(回答者数242人)、特殊詐欺等の被害はなく、不審・迷惑電話が減少しており、ほとんどの貸出対象者が引き続き撃退装置の設置を希望するなど、撃退装置の設置が特殊詐欺等の被害防止のために非常に有効であることが明らかになった。	県警	p24
21 平成29年度に、徳島県高齢運転者等交通事故防止対策プロジェクトチームを設置し、運転免許を返納した後も、交通手段の確保を含め、安心した暮らしができるサポートについて検討・実施することとします。		P T 設置					・高齢者運転免許自主返納者向けの優遇店ガイドブックの内容について充実を図る。	消費者くらし政策課	p24
22 暮らしのサポーター認定者数(累計) ㉑ 440人 → ㉒ 470人 → ㉓ 500人 → ㉔ 530人 → ㉕ 560人		440人	470人	500人	530人	560人	イベント等で募集チラシを配布し、認定者の増大に努めている。 平成29年度末の認定者数は450人	消費者くらし政策課	p25

平成30年度徳島県消費者基本計画の取組内容及び進捗状況

参考資料3

事業の概要及びKPI(重要業績評価指標)	策定時	計 画					実 績	担当課	消費者基本計画
		H29	H30	H31	H32	H33			
23 消費生活コーディネーター認定者数(累計) ⑳ 50人 →㉑ 55人 →㉒ 60人 →㉓ 65人 → ㉔ 70人		50人	55人	60人	65人	70人	○累計数の推移 平成25年度認定者数:15人、平成26年度認定者数:10人、 平成27年度認定者数:12人、平成28年度認定者数:11人(1人退任) 平成29年度認定者数:5人(2人退任)	消費者くらし政策課	p25
(4)食品の安全性確保及び表示等の適正化									
24 HACCP認証施設(累計) ㉕ 10件 →㉖ 12件		10件	12件				HACCP認証制度の普及と導入支援の結果、現在までに30件を認証し、目標を達成した。	安全衛生課	p28
25 食品表示Gメンによる立入調査・検査件数を、毎年3、200件以上とする。		3200以上	3200以上	3200以上	3200以上	3200以上	食品の加工・流通業者、飲食店業者等に対する表示の適正化等について、計画的な立入調査・検査を実施 立入検査件数 1、173件	安全衛生課	p30
26 平成31年度までに、食品表示ウォッチャーを、倍増(80→160名)する。	80名					160名	次世代の人材育成と食品表示状況の幅広い情報収集を目的として、子育て世代、大学生、高校生など若い世代への食品表示ウォッチャーの拡充を図る。 食品表示ウォッチャー 111名	安全衛生課	p31
27 食に関する正しい知識の普及に関するイベント(リスクコミュニケーション)等参加者数を、毎年600人以上とする。		600以上	600以上	600以上	600以上	600以上	教育機関と連携した食に関する出前講座の実施 イベント参加者数 471名	安全衛生課	p31
5 消費者市民社会の「徳島モデル」形成に向けた取組									
(1)関係機関・関係団体との連携強化									
28 消費者庁や、県内外の消費者や自治体・企業・教育機関等が、消費者行政・消費者教育等について自由に議論する場として、平成29年度に、「とくしま消費者行政プラットフォーム」を県庁10階に開設します。また、平成29年度の会議等による利用実績は100回をめざします。		100回					平成30年度利用実績82回(7月末現在)	消費生活創造室	p32

平成30年度徳島県消費者基本計画の取組内容及び進捗状況

参考資料3

事業の概要及びKPI(重要業績評価指標)	策定時	計 画					実 績	担当課	消費者基本計画
		H29	H30	H31	H32	H33	H30年度取組内容及び進捗状況 (H30.7月末現在)		
(2)時代の変化に即応した消費者問題への取組み									
29 平成29年度に徳島版「地方創生特区」を設置します。	指定						<p>○徳島版「地方創生特区」</p> <p>◇「ゼロ・ウェイスト型エシカル購買モデル形成特区」(上勝町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器包装類を使用しない(詰替、量り売りなど)「ごみの出ない」売り方・買い方の新たなモデル構築の推進</li> </ul> <p>◇「新北海道再興戦略特区」(板野町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りリストの作成など消費者被害防止のための見守り活動の強化</li> <li>・不招請勧誘の禁止など新たな課題解決に向けた実証的な取組の推進</li> <li>・エシカル消費の普及促進及び消費者教育の推進</li> </ul>	消費者暮らし政策課 地方創生推進課	p33